

令和8年度幹事会について

令和 8 年度第 1 回岸和田市地域公共交通協議会

令和 8 年 6 月 17 日

会議録（書面決議）

名 称	令和8年度 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会				
提案日	令和8年4月24日（金）書面決議				
出席者 幹事 5名 うち 出席 5名	岸	奥野	表木	讃井	松井
	○	○	○	○	○
傍聴者	0名				
《概要》 ■議事 第1号議案 令和7年度 決算について 第2号議案 令和8年度 予算(案)について					
■会長より各幹事に対し提案 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規定第5条第1項に基づき書面による決議をするものです。ご承認いただける場合は別紙「承認書」に署名、捺印の上、令和8年5月8日までにご提出いただきたく存じます。 第1号議案 令和7年度 決算について → 財務規程第9条第1項の規定により、承認を求める。 第2号議案 令和8年度 予算(案)について → 財務規程第2条第2項の規定により、承認を求める。 ■結果 奥野幹事 : 承認 表木幹事 : 承認 讃井幹事 : 承認 松井幹事 : 承認					

第1号議案 令和7年度決算について

令和7年度 岸和田市地域公共交通協議会 決算

歳入決算額 468,158 円

歳出決算額 468,158 円

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	522,000	468,158	-53,842	岸和田市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	0	0	
歳入合計			522,000	468,158	-53,842	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	445,520	331,100	-114,420	報償費・費用弁償
	2 事務費	1 事務費	76,480	137,058	60,578	会場借上・備品レンタル費 等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
歳出合計			522,000	468,158	-53,842	

歳入歳出決算額差引残高(翌年度繰越金)

468,158 円 - 468,158 円 = 0 円

監査報告書

令和7年度決算を監査したところ、収支計算書、その他の関係書類と係数が符合し、適正に執行されていることを認める。

令和8年3月31日

岸和田市地域公共交通協議会

監 事 原 宗 久

監 事 阪 口 寿 子

第 2 号議案 令和 8 年度予算(案)について

令和 8 年度 岸和田市地域公共交通協議会 予算 (案)

歳入予算額 562,000 円

歳出予算額 562,000 円

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	金 額	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	562,000	岸和田市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金		
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入		
歳入合計			562,000	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	金 額	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	512,240	報償及び費用弁償等 (11 名 × 4 回)
	2 事務費	1 事務費	49,760	資料印刷・会場借上げ費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費		
3 予備費	1 予備費	1 予備費		
歳出合計			562,000	

【参考資料】

岸和田市地域公共交通協議会 規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、岸和田市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通協議会は、事務所を大阪府岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所内）に置く。

(目的)

第3条 交通協議会は、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。また、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な交通まちづくりアクションプラン（以下、「交通まちづくりアクションプラン」という。）の策定に関する意見聴取及び交通まちづくりアクションプランの進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 交通協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (2) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (3) 交通まちづくりアクションプランの策定に関する意見聴取
- (4) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (5) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第5条 交通協議会は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 公安委員会の長又はその指名する者
- (6) 住民又は旅客
- (7) 学識経験者その他交通協議会が必要と認める者
- (8) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他岸和田市長が必要と認める者

【参考資料】

(役員の定数)

第6条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監事)

第7条 会長は、岸和田市長又はその指名する者とする。

- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通協議会の出納監査を行ない、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 交通協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って公開しないことができる。
 - (1) 岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）第8条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。
- 3 交通協議会での分科会事項の決定については書面審議を可とする。
- 4 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、岸和田市まちづくり推進部に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【参考資料】

（経費の負担）

第12条 交通協議会の運営に要する経費は、岸和田市からの負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第13条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第14条 会長は、交通協議会の財務に関する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会で決議された事項は、交通協議会の決議とみなす。

3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報償及び費用弁償）

第15条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

（交通協議会が解散した場合の措置）

第16条 交通協議会が解散した場合には、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第17条 この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年11月2日から施行する。

【参考資料】

岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条第 3 項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、財務規程に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第 3 条 幹事会は、別表に掲げる次の者（以下、「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 関係行政機関の職員

(会議)

- 第 4 条 幹事会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 幹事会の会議の議決方法は、出席した幹事による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席幹事の 3 分の 2 以上の多数をもって決するものとする。
 - 4 幹事会の会議の公開については、規約を準用するものとする。
 - 5 幹事会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各幹事に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
 - 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(書面による決議)

- 第 5 条 この規程による会議において議決をすべき場合において、幹事全員の承諾があるときは書面決議をすることができる。
- 2 この規程による会議において議決すべきものとされた事項については、幹事全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。
 - 3 この規程による会議において議決すべきものとされた事項についての書面による決議は、会議の決議と同一の効力を有する。

(協議結果の報告)

第 6 条 会長は、幹事会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第 7 条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第 8 条 幹事の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第 9 条 幹事会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

第 3 条の区分		職名	備考
第 1 号	岸和田市長又はその指名する者	岸和田市副市長	会長
		まちづくり推進部長	
第 2 号	公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体	タクシー岸和田会 会長	
		南海りんぐバス(株) 取締役営業部長	
第 3 号	関係行政機関の職員	大阪府都市整備部長が指名する者	

【参考資料】

岸和田市地域公共交通協議会 財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第 2 条 交通協議会の予算は、岸和田市からの負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、幹事会の承認を得るものとする。
- 3 交通協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。
- 4 会長は、第 2 項の規定により、予算が幹事会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに岸和田市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに幹事会に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が幹事会の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(予算区分)

- 第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、岸和田市の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の幹事会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第 6 条 交通協議会の出納は、事務局長が行う。
- 2 交通協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通協議会出納員)

- 第 7 条 事務局長は、交通協議会の事務局員のうちから交通協議会出納員を命ずることができる。
- 2 交通協議会出納員は、事務局長の命を受けて、交通協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

- 第 8 条 交通協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、岸和田市の例により行うものとする。
- 2 交通協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

- 第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通協議会の決算を調製し、幹事会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 7 条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第 1 項の規定により幹事会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに岸和田市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費